

施設型給付を受ける幼稚園 入園のご案内

[令和8年度 我孫子市]



目次

I 幼稚園について(I)施設型給付を受ける幼稚園とは・・PI(2)認定について・・・・・・・P2(3)保育を必要とする事由・・・・・P3(4)保育を必要とする事由ごとの認定期間・・・・・P4		認定申請について (I) 手続きの流れについて · · · · · · · · P9 (2) 認定申請に必要な提出書類について · · PIO こんなときは手続きをしてください · · · · · · · PI2
2 無償化対象となる利用料と給付方法について 無償化対象となる利用料・・・・・P4 【A】 入園料・保育料 ・・・・・P5 【B】 預かり保育料 ・・・・・P5 【C】 副食費の免除について ・・・P7	5	よくあるご質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



[問い合わせ先]

〒270-1192我孫子市我孫子1858番地 西別館2階 我孫子市役所 保育課 認定·入園係

電話:04-7185-1490

Ⅰ 幼稚園について

(1)施設型給付を受ける幼稚園とは

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設です。 (学校教育法第 22条) 幼稚園毎にそれぞれの教育目標や方針をもち、特色のある教育が行われています。

我孫子市内の幼稚園はすべて私立の幼稚園で、<u>入園については直接幼稚園</u>に申し込んでいただきます。 施設型給付を受ける幼稚園では、全員が「教育・保育給付認定」の教育認定を受けることにより、利用 する園児の保護者が負担し幼稚園に支払う利用料のうち、保育料が原則無料となります。預かり保育料 については、世帯が保育を必要とする事由に該当する場合、定められた上限の範囲内で利用料が給付 (無償化) されます。

ス園可能な方 保護者の就労の有無やお住まいの市区町村にかかわらず、3歳児から小学校前の幼児の入園が可能です。 満3歳児(※)から入園することもできます。(詳細は各園にお問い合わせください ※3歳に達した幼児が、翌年の4月を待たずに年度の途中から入園するものです。				
標準的な教育時間	いな教育時間 4~5時間を標準として各幼稚園が決めます。			
教育時間の開始前・終了後に園児を保育する制度があります。(有料) 保護者が保育園入園要件と同等の要件(3ページ参照)を満たし、利用を希望 る場合は、市区町村より認定を受けることにより預かり保育料が上限の範囲内 無償となります。				

預かり保育開始 教育時間開始 教育時間終了 預かり保育終了

預かり保育時間 教育標準時間(通常5時間程度) 預かり保育時間

※各園の教育・預かり保育時間については、我孫子市ホームページ「我孫子市内私立幼稚園一覧」をご覧ください。

給食の提供	特に規定はありません。提供の有無は、幼稚園によって異なります。		
送迎	我孫子市内の幼稚園は、全園教育時間に合わせて送迎を行う通園バスがあります。 保護者が、直接幼稚園への送迎をすることも可能です。 (教育時間前後の預かり保育を利用した場合は、保護者の送迎が必要です。)		
利用料	利用者負担額(保育料)は原則無償です。 利用者負担額以外の通園送迎費、給食費、行事費等は保護者負担です。		

市内の施設型給付を受ける幼稚園	住所	電話番号
めばえ幼稚園	我孫子市白山2-7-5	04-7184-1313

(2) 認定について

施設型給付を受ける幼稚園をご利用いただくには、お住まいの市区町村から「教育・保育給付認定」の教育認定(I号)を受ける必要があります。認定申請をすることにより、「子どものための教育・保育給付認定証」が交付されます。

預かり保育(教育時間後の保育)の利用を希望される方のうち、保護者が保育園入園要件と同等の要件 (3ページ参照)を満たす場合は、教育認定(I号)とは別に市区町村から「施設等利用給付認定」の 保育認定(新2号)を受けることにより、預かり保育料が上限の範囲内で無償となります。認定申請を することにより、「施設等利用給付認定通知書」が交付されます。

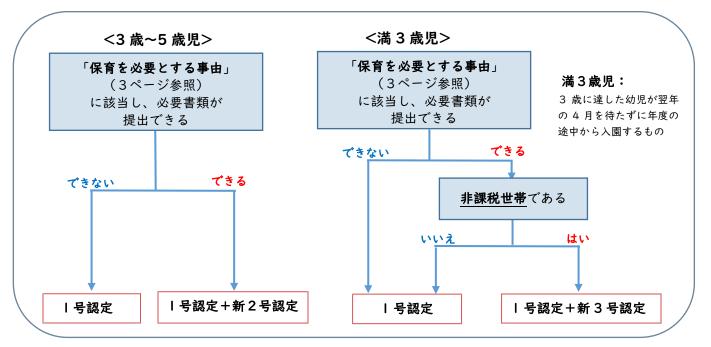
施設型給付を受ける幼稚園では、以下の認定区分があります。 世帯の状況に応じた認定区分への申請をしてください。

認定区分	年齢	希望・世帯条件
号認定	満 3 歳~ 小学校就学前	全員
新 2 号認定	3 歳児(年少)~ 小学校就学前	教育時間前後の保育も希望(*)
新3号認定	満3歳~ 満3歳以降最初の3月31 日までの間	非課税世帯 かつ 教育時間前後の保育も希望(*)

(*)保育も希望する場合、保護者(父、母、同居している65歳未満の祖父・祖母)全員が3ページ(3)「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

教育のみを希望する方は | 号認定となります。

保育も希望する場合は、該当する認定区分を以下の【認定区分フローチャート】でご確認ください。 【認定区分フローチャート】



(3) 保育を必要とする事由

対象者:父・母、同居している65歳未満の祖父・祖母

事 由	要件	必要書類
① 就労	月64時間以上の就労を していること ※休憩時間は含まない	就労証明書(証明日から 6 か月 以内のもの)* 次に該当する場合は上記に加えて下記いずれかの書類が必要 ・ 自営業者の場合〈個人事業主の開業届出書の写し、その他 自営業の証明となるもの〉 ・ 農業従事者の場合〈農地台帳の写し〉
② 妊娠·出産	産前産後(妊娠・出産) 期間であること	母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日を記入したページ) ※双子以上の場合はその旨がわかるページをあわせて提出して ください。
③ 疾病·障害	保護者の病気や怪我、又 は精神や身体に障害があ ること	診断書(証明日から <u>6 か月</u> 以内のもの) *
④ 介護・看護	同居の親族の介護や看護 に常時あたっていること	① 診断書(証明日から <u>6か月</u> 以内のもの)*歯 又は 介護保 険被保険者証(要介護 I ~ 5) の写し ② 介護・看護状況申告書*歯
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災その 他の災害復旧にあたって いること	り災証明書など
⑥ 就学	保護者が就学又は職業訓練(月64時間以上)を 受けていること*! ※休憩時間は含まない	① 在学証明書 ② カリキュラム表
⑦ 求職活動 (Iか月間)	求職活動(起業準備を含む)を行っていること	か月以内に求職活動状況報告書、次の認定に必要な書類 ※必ず か月以内に就労を開始してください。

- *・市 市所定の様式があります。様式は幼稚園・保育課にあり、我孫子市のホームページ「幼稚園・認可外保育施設等の書式ダウンロード」からも印刷できます。
- * | 学校教育法に規定された学校(学校教育法第 | 条に規定する学校、同法第 | 24 条に規定する専修学校、同法第 | 134 条第 | 項に規定する各種学校、その他これらに準ずる教育施設)等または職業訓練校における職業訓練に限ります。

《注意事項》

- ・新2号・新3号認定を申請する場合は対象者がそれぞれ該当する事由の必要書類を提出する必要があります。
- ・就労先から受け取った就労証明書の内容は、必ず保護者自身で記載内容をご確認ください。
- ・自営業の方は、開業していることがわかるパンフレットやチラシ等と事業が継続していることがわかる ものを添付してください。

(4) 保育を必要とする事由ごとの認定期間

事由	認定期間
① 就労	就労証明書の記載どおり就労を継続されている期間 ※認定後に申請時と状況が変わった場合(退職や転職など)は、12、13ページ「4 こんなときは手続きをしてください」を参照し手続きをしてください。
② 妊娠・出産	出産月の2か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※双子以上の場合は、出産月の4か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※実際の出産日によって、期間が変更になります。 ※妊娠・出産の前から、就労の事由で新2号認定を受けていた方以外は、 産後で認定期間が終了となり、認定変更はできません。
③ 疾病・障害	療養が必要な期間
④ 介護・看護	介護・看護が必要な期間
⑤ 災害復旧	災害復旧に従事している期間
⑥ 就学	卒業又は修了予定まで
⑦ 求職活動等	か月間(起業準備・リストラ・倒産の場合、最長 3 か月間) ※求職活動での認定は 年に 度までです。
育児休業	新規入園時に、育児休業事由での新 2 号・新 3 号認定はできません。 また、妊娠・出産の前から、就労の事由で認定を受けていた方以外は、そ の後に育児休業への認定変更はできません。

【現況確認について】

施設等利用給付の新 2 号認定又は新 3 号認定を受けた方は、一定期間後、保育を必要とする事由の継続状況確認を行います。現況確認に必要な書類は提出の時期になりましたら、別途ご案内します。

2 無償化対象となる利用料と給付方法について

無償化対象となる利用料

無償化の対象となるのは、以下の利用料です。それぞれ日額・月額上限額があり、給付方法が異なります。詳細は各ページでご確認ください。

	利用料	上限額	対象園児	
А	保育料	無償	認定を受けた園児全員	
В	預かり保育料 (5、6ページ)	月単位で合計利用料を上限と し、利用日数×450円まで	新 2 号・新 3 号認定を受けた園児 ※ 2ページ【認定区分フローチャート】を参照	
С	副食材料費 (7、8ページ)	給食の副食費部分が 月額上限 4,900 円まで	以下の①、②のいずれかに該当する園児 ①市区町村民税の所得割額が 77,101 円未満の世帯 (年収 360 万円未満相当世帯) ②第 3 子(小 3 以下の範囲でカウント)以降の園児	

【A】 入園料・保育料

対象者	「教育・保育給付」の認定を受けた方全員	
対象費用	幼稚園の <u>保育料</u> (※通園送迎費、食材料費、行事費等は <u>保護者の実費負担</u> となります。)	
必要な手続き	認定された園児については、認定期間内は無償化給付の対象となっていますので、手続きは必要ありません。	



【B】預かり保育料

対象者	施設等利用給付の新 2 号認定又は新 3 号認定を受けた方で預かり保育を利用				
	した方				
対象費用 在籍する幼稚園で利用した預かり保育の利用料					
	※おやつ代などの預かり保育の利用料以外は、対象外となります。				
	利用日数に応じた額(利用日数×450円)				
給付(上限)額	●新 2 号認定 <u>(月額上限額 II,300 円)</u>				
	●新 3 号認定 (月額上限額 I 6,300 円)				
	◆【算定方法】を参照してください。				
	預かり保育を利用する前に施設等利用給付の新2号認定又は新3号認定の認				
	定申請を行い、市より認定を受けてください。				
 必要な手続き	(※認定を受けるには、保育を必要とする事由(3 ページ参照)に該当する必要が				
70 2 0 3 172 0	<u>あります。)</u>				
	ナ				
	支給方法は6ページ ◆ 【支払い方法】を参照してください。 				
	請求手続きを行っていただく際の「請求者」は、認定申請をされた「施設等利				
注意事項	用給付認定通知書」に記載されている保護者のみになります。認定申請の際は				
	ご注意ください。				

◆【算定方法】

利用日数に応じた額(利用日数×450円)と、実際に支払った預かり保育料を月ごとに比較し、 低い方を支給額とします。

【算定例】

		O月	■月	
①	I日の給付上限額	450 円		
2	利用した日数	16日	19日	
3	給付上限額(①×②)	7,200 円	8,550 円	
4	実際の預かり保育料	6,500 円	14,000 円	
⑤	無償化対象額	6,500 円	8,550 円	
	(③と④を比較して低い方)	(③>④)	(③<④)	
6	保護者負担額(④-⑤)	0円	5,450 円	

◆【支払い方法】

償還払いです。

① 預かり保育の利用料を支払います。

幼稚園

② 幼稚園から保護者に一定期間ご とに提供証明書兼領収書を発行 します。

※幼稚園によっては領収書と提供証明書を別々に発行しています。





申請は年2回(半年毎)です。

③ ②の書類をもとに、半年分の利 用請求書を記入し、提供証明書 兼領収書と請求書を揃えて保 育課に提出します。

④ 提出された書類を確認し、 請求書に指定された口座に 給付します。 我孫子市

● 請求時期等の詳細は「施設等利用給付認定通知書」に同封します。

- ・在籍する幼稚園の預かり保育の実施時間等が基準より少ない場合 (※1)、在籍する幼稚園の預かり保育のほか、認可外保育施設等 (※2)の利用が無償化の対象となります。
- ・在籍する幼稚園の預かり保育の時間及び開所日数につきましては、在籍する幼稚園にご確認ください。(我孫子市内の幼稚園は、全園基準を超えています。)
 - ※ 1 平日の預かり保育の提供時間が 8 時間未満又は年間開所日数が 200 日未満
 - ※2 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等 (市区町村の確認を受けているものに限る)

【C】**副食費の免除について** (在園する幼稚園が給食を提供している場合に適用されます。)

保護者が実費負担する給食費のうち主食(お米、麺、パン等)以外の副食(おかず等)の食材費である「副食費」について免除するものです。(上限あり)

(1) 対象者

施設型給付認定を受けており、以下の①、②のいずれかの要件を満たす世帯及び園児

① 市区町村民税所得割額世帯合算額が以下の基準に該当する世帯

基準額:77,101 円未満

※ 平成 30 年度分から、指定都市の市民税の税率が 6%から 8%に変更されましたが、保育料決定及び副食費免除の 判定にあたっては旧税率(6%)を用いて計算します。

② 第3子以降の園児

小学校3年生までの一番上の子を第1子と数えます。

※ 就学前児童は、保育園、認定こども園、幼稚園、児童発達支援施設等を利用している子どものみカウント

対象者の判定に、特別な手続きは必要ありません(※)。対象期間ごとに市で対象者を判定し、**対象者のみ**に通知します。新規入園の際は、支給認定証を送付する際に併せて通知します。

※令和7年 | 月 | 日、又は令和8年 | 月 | 日時点で我孫子市に住民票がない場合は、我孫子市で市区町村 民税の確認ができませんので、住民票があった市区町村発行の課税証明書が必要です。**父母、同居の祖 父母全員のマイナンバーがわかる資料**、及び本人確認ができる資料(運転免許証など)を保育課窓口に お持ちいただければ、課税証明書の提出は原則不要です。

詳細は | 0ページ 【表 2】該当する方のみ必要な書類をご確認ください。

(2) 対象期間ごとの課税の参照年度

対象期間によって算定根拠となる課税の参照年度が異なります。

令和8年4月から8月分は令和7年度、令和8年9月から令和9年3月分は令和8年度市区町村 民税所得割額をもとに算定します。

(3) 申告・税更正への対応について

未申告の方が申告、もしくは修正申告等により対象税額が更正された場合は、我孫子市保育課へお 申出ください。市が更正を確認した日の翌月から更正後の額を適用します。

仮に7月 II 日に税の更正が分かった場合、その翌月である8月から税更正後の課税額を適用します。

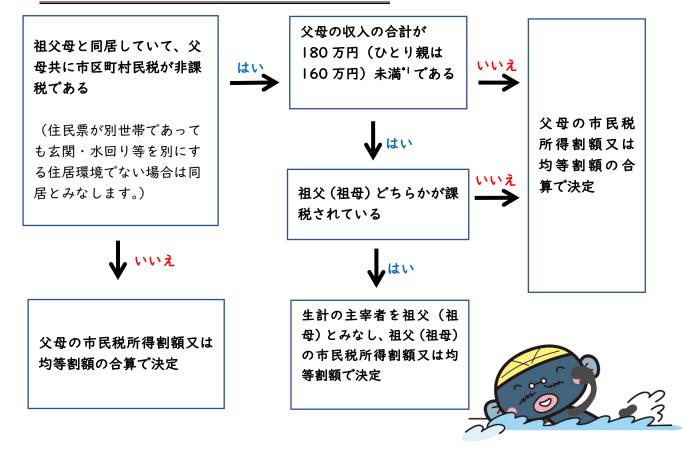


(4) 免除判定を行う市区町村民税課税額の算定の範囲について

課税額の算定を行う際は、原則父母の市区町村民税額の合算額で算定を行います。

ただし、「<u>祖父母</u>と同居している」方で 「父母とも(ひとり親の場合父又は母)**非課税**」の場合は、

下記の条件により祖父又は祖母の課税額で算定します。



* I 提出された書類で収入がわからない場合は、収入のわかる書類を求めることがあります。また、父母の収入額が不明な場合は、祖父(祖母)の市民税所得割額又は均等割額で給付対象の判定をします。



3 認定申請について

(1) 手続きの流れについて

幼稚園の手続きは、以下のような流れで行います。(幼稚園によって異なる場合があります)

A) 新規 4 月入園の場合

①入園を希望する幼稚園へ入園願書を提出します。入園願書は幼稚園でお受け取りください。



②幼稚園で入園面接等を行い、入園が内定します。



③認定申請を行います。必要書類は、定められた期日までに**幼稚園に**提出してください。 ※認定申請手続きはお住まいの市町村ごとに異なりますので、ご注意ください。



④提出された申請書類が市に届きましたら、市が審査・認定を行います。 認定後、市より保護者あてに認定書を送付します。(3月下旬)



⑤幼稚園の利用を開始します。預かり保育を利用する方は、事前に利用方法を幼稚園にご確認く ださい。

B) 途中入園や認定区分を変更する場合

途中入園の場合、①、②は上記新規入園と同様です。



- ③認定申請を行います。必要書類を幼稚園でお受け取りいただき、定められた期日までに 申請書類を**幼稚園に**提出してください。
 - ・途中入園の場合:必ず入園予定日より前に申請書類を幼稚園に提出してください。申請書 が提出されるまで利用料は無償化の対象とはなりません。
 - ・認定変更の場合:認定変更希望日より前に申請書類を幼稚園に提出してください。 さかのぼっての認定変更はできません。

【※認定申請手続きはお住まいの市区町村ごとに異なりますので、ご注意ください。】



④提出された申請書類が市に届きましたら、市が審査・決定を行います。認定後、市より保護者あてに認定書を送付します。



⑤幼稚園の利用を開始します。預かり保育を利用する方は、事前に利用方法を幼稚園にご確認 ください。

(2) 認定申請に必要な提出書類について

認定区分によって、必要な提出書類が異なります。不足書類がある場合、認定を行うことはできません。

【表Ⅰ】認定申請に必要な提出書類

初心点八	th 注 才 YS	該当する方のみ必要な書 類 (表2参照)	
認定区分	申請書類	給食 提供園 に通園	給食 未提供園に 通園
号	・子どものための教育・保育給付 認定申請書	【表2】	
認定	・家庭状況調査票(幼稚園・施設等利用給付用)	①、②、	
(※全員)	・重要事項確認及び同意書【幼稚園・認定こども園 認定用】	3, 4	
新2号	・施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第2号・第3号)		
認定	・重要事項確認及び同意書【幼稚園・認定こども園 認定用】	【表	2]
新3号	・3 ページ(3)保育を必要とする事由の書類	①、②、③	3, 4, 5
認定			

各認定区分、給食の提供有無により【表 2】に該当するものがあれば、申請書類と併せて提出が必要です。

<申請書類について>

・認定申請書等の必要書類は、保育課窓口で入手頂くか、我孫子市のホームページからも印刷できま す。

書式ダウンロード(新 | ・新 2 ・新 3 号)

幼稚園・認可外保育施設等の 幼稚園・幼稚園型認定こども園・市外認定こども園の 書式ダウンロード(I・2・3号)







【表2】該当する方のみ必要な書類

	提出事由	提出書類
①	ひとり親家庭の場合 (住民票上、かつ居住実態も別である事)	戸籍謄本又は離婚届受理証明書 離婚調定中であれば、事件係属証明書又は呼出状等の写し (証明日から <u>6 か月</u> 以内のもの)
2	二世帯住宅に住んでいる方(住む予定の 方)で別世帯として申請する場合	世帯状況申立書(二世帯住宅)
3	令和7年(令和8年) 月 日に 我孫子 市外 に住民登録がある場合	令和 7(令和 8)年度市区町村民税課税証明書 ※ I (所得割額・扶養の有無が確認できるもの)
4	令和 6(令和 7)年中、海外に住み、 収入があった場合	①勤務先発行の海外での給与支払証明書等 ②所得控除の対象となる社会保険料、生命保険料等の控除証 明書(払込証明書)
⑤	外国籍の方	保護者の在留カードの写し(表と裏)

- ※ | 父母、同居の祖父母全員のマイナンバーがわかる資料、及び本人確認ができる資料(運転免許証など)を保育課窓口にお持ちいただければ、課税証明書の提出は原則不要です。
 - ◎マイナンバーがわかる資料(次のどちらかⅠ点)
 - ①マイナンバーカード
 - ②個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書
 - *②の場合は本人確認資料として、窓口にお越しいただく方の顔写真、氏名、生年月日が記載されている証明書 (運転免許証、パスポート、外国籍の方は在留カード等)も併せてお持ちください。
- ※ 7ページ【C】副食費の免除について、ご家庭で免除対象外又は判定不要と判断する場合は【表 2】の③、④の提出 は不要となります。その場合は、判定は不要である旨の**同意書**をご提出ください。

(満3歳児で新3号認定申請される場合は、認定判定のために必要ですので必ずご提出ください。)

【書類の提出について】

- ・ 申請書は必ず幼稚園へご提出ください。(幼稚園経由で市へ届きます。)
- ・ 認定日は、申請書類が幼稚園(又は保育課)に提出された日(申請日)以降となります。 提出が期限までに間に合わない場合は、その旨を幼稚園にご連絡ください。 ただし、書類がそろってからの認定となりますのでご注意ください。
- ・ 一度ご提出していただいた書類の返却は行いません。また、窓口で写しをお渡しする等の対応はできませんので、写しが必要な場合は、必ず提出前にご自身でご対応ください。

【認定の注意事項について】

・ 認定期間中に市外へ転出された場合は、本市の認定期間は終了いたしますので、転出先の市区町村より新たに認定を受ける必要があります。無償化の対象となるのは、認定期間内のみとなります。



4 こんなときは手続きをしてください

認定申請・認定時から、申請内容に変更があった場合や変更を希望する場合は、変更に関する申請や届出が必要です。以下の表をご確認いただき、手続きを行ってください。

提出書類は、通園している幼稚園へご提出ください。

※新 2 号認定の申請、保育の必要性の事由を変更される場合等、申請書類を幼稚園へ提出された日以降、変更後の認定が可能となります。

認定区分	変更内容	提出書類			
		内容 変更届	認定申請書	その他	留意事項
	市内転居	0			
	市外への転出	0			転出先の市区町村で認定申請を行う必要があります。 ※市外へ転出した場合、我孫子市での認定は取消となります。
	世帯構成の変更 (結婚、離婚、同居家族の 増減等)	0		離婚の場合、戸籍謄本(写 し可)	
	幼稚園を退園する	0		退園届の写し	次に入園する施設が決まっている場合は、施設名、入園日を内容変更届にご記入ください。
全員	連絡先の変更	0			
	その他	0		変更内容を証明する書類	
	新 2 号・新 3 号認定を申請する (保育の必要性を証明する 書類を提出する必要があり ます。 3、 4ページ参照。)		○ (法第30条 の4第2号・ 第3号)	・3ページ(3)のうち該 当する書類 ・該当する方のみ I Oペ ージ【表 2】の書類	【表2】の該当する書類が提出済であれば不要です。

認定区分	変更内容		提出書類			留意事項
			内容 変更届	認定申請書	その他	田心子不
	産前・産後休暇に入る		0		母子健康手帳の写し (3ページ参照)	
	育児休業に入る		0		育児休業期間の記載され た就労証明書	育児休業で保育認定が 認められるのは、休業 前から就労の認定で施 設を利用していた方の みとなります。
	転職する		0		①退職日を証明する書類 (就労証明書等) ②転職先の就労証明書	
新2号・	退職する退職	就労しない	0		退職日を証明する書類 (就労証明書等)	保育を必要とする要件 が消失するため、認定を 取り消します。
新3号認定		退職後すぐに求職活動をする		○ (法第30条 の4第2号・ 第3号)		求職活動による認定申 請後、求職活動での書類 提出が必要となります。 (3ページ表⑦参照)
	父母が就労している65 歳未満の祖父母と同居する同居する礼	同居する祖 父母が就労 している	0		祖父母の就労証明書	
		同居する祖 父母が就労 していない	0			保育を必要とする要件 に欠けるため、認定を取 り消します。

※認定変更をされ、認定期間が有期の場合は、認定満了日を確認のうえ、満了日前に必ず次の認定申請 書類をご提出ください。



5 よくあるご質問

Q | 号認定と新2号認定の違いは何ですか。

A | 号認定は、「教育・保育給付認定」の教育認定を意味し、施設型給付を受ける幼稚園では、全員がこの | 号認定を申請する必要があります。 | 号認定を受けることにより保育料が無償となります。

新 2 号認定は、「施設等利用給付認定」の保育認定を意味し、保育を必要とする事由に該当し、かつそれを証明する書類を提出する必要があります。新 2 号の認定を受けることにより預かり保育料が無償化の対象(日額上限あり)となります。

なお、保育を必要とする事由に該当する場合でも、預かり保育を利用されない方は、給付の対象となる預かり保育料が発生しないため、新 2 号認定を申請する必要はありません。

Q 入園後、就労が決まったので、月途中から新 2 号認定を申請することはできますか?

A 可能です。

認定申請書を提出した日もしくは就労開始日のどちらか遅い日から新2号認定へ変更できます。ただし、書類に不備があると、認定できない場合もありますのでご注意ください。

※就労等の事由で新2号認定の方が月の途中で新2号認定の事由がなくなった場合は、その翌日から認定取り消しとなります。認定変更(出産、就職・求職の予定等)がある場合は、早めに幼稚園へご相談ください。

Q 市外へ転出しても同じ幼稚園へ通い続けさせたいのですが、引き続き無償化の対象になりますか? A 対象になります。

ただし、転出すると本市での認定は終了しますので、転出先の市区町村へ新たに認定申請を行っていただく必要があります。転出される際は、お早めに幼稚園へ連絡していただき、認定申請手続きに関する確認を行ってください。

<< 申請書類への記入上の注意 >>

- ・黒ボールペンでご記入ください。(消えるタイプのボールペンは不可)
- ・訂正する場合は、修正液・修正テープは使わずに、二本線を引いてください。
- ・提出書類、記載内容等に関しての確認のため、保育課からご連絡をすることがあります。
- ・記入漏れ、提出書類の不備・不足等があった場合には、保育課の窓口までご来庁いただく ことがあります。

